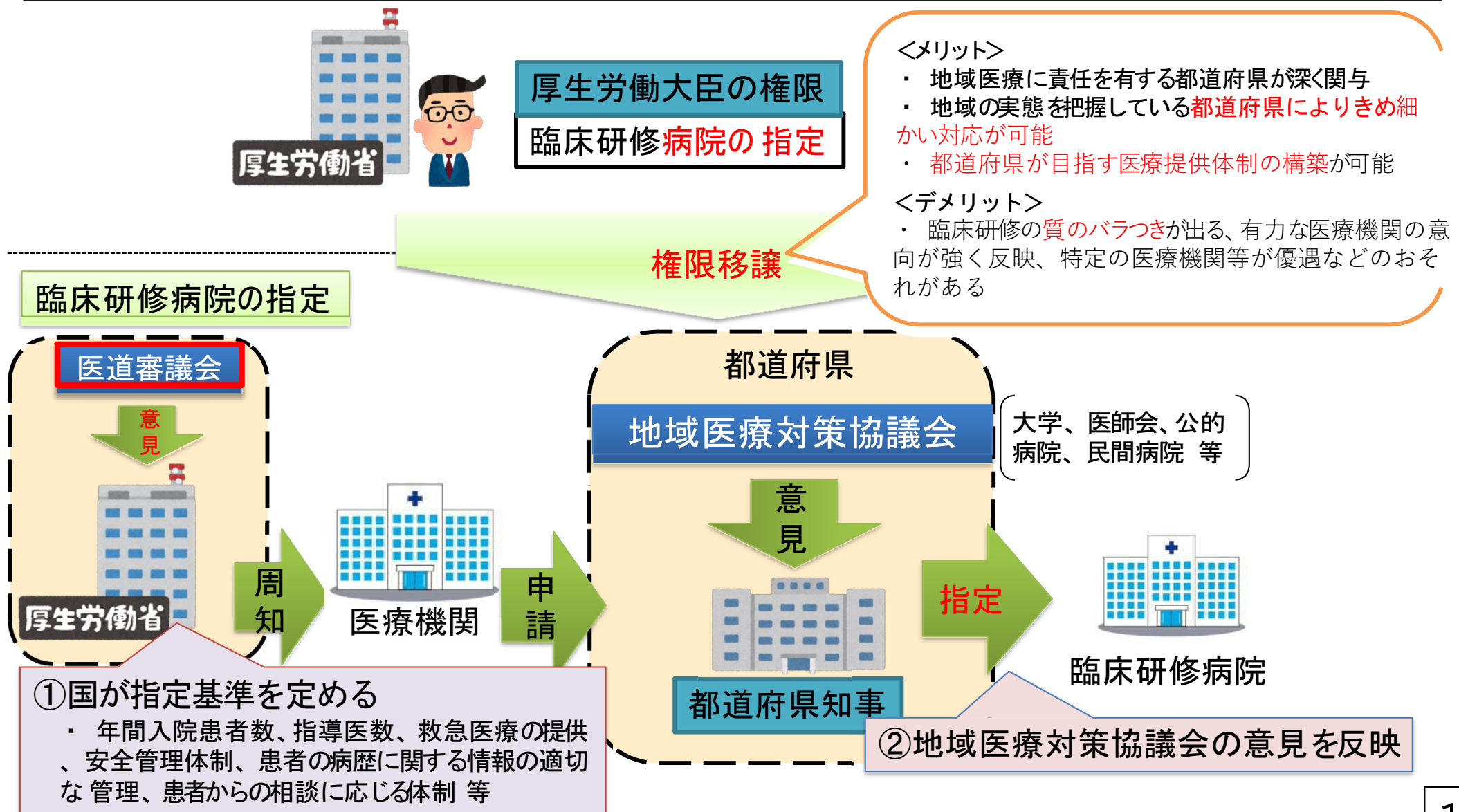


議題(2)

臨床研修制度(協力型臨床研修病院
の指定)について

臨床研修にかかる都道府県知事の権限について（臨床研修病院の指定）

- 都道府県が格差是正を進めていくために、国が一定の基準等を示した上で、地域医療対策協議会の意見を聴き、**臨床研修病院の指定**を都道府県が行う仕組みを構築すべき。



1 協力型臨床研修病院の指定に係る根拠規定について

○臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、都道府県知事に提出しなければならない。

また、都道府県知事が臨床研修病院を指定する場合は、医師法第16条の2第6項により、**地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、指定することとされている。**

<抜粋:医政発第 0612004 号平成 15 年 6 月 12 日
(一部改正令和2年 12 月 25 日)厚生労働省医政局長通知 >

(2) 協力型臨床研修病院の指定の申請

ア 協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、当該病院に関する指定申請書(様式1)を、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を經由して基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならないこと。

<抜粋:医師法(昭和 23 年法律第 201 号)>
16条の2

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会の意見を聴かななければならない。

1 協力型臨床研修病院の指定に係る根拠規定について

1 移転計画

- ・今後の移転計画があるか。ある場合は計画書を提出させる。

2 医師数に関して

- ・医療法による医師の標準員数を満たしているか。

3 研修に必要な設備に関して

研修医の宿舎、研修医室、図書又は雑誌、医学教育用ビデオ、文献データベースや教育用コンテンツが利用できる環境、医学教育用シミュレーター(共同使用可)が設置されているか。

4 医療安全管理体制に関して

- ・安全管理者が配置されているか。※専従でなくとも可
- ・安全管理部門が設置されているか。
- ・患者からの相談に適切に応じる体制を確保しているか。
- ・患者相談窓口に係る規約、・医療に係る安全管理のための指針を定めているか。
- ・医療に係る安全管理委員会が月1回程度、開催されているか。
- ・医療に係る安全管理のための職員研修が年2回以上開催されているか。
- ・医療機関内における事故報告等、整備されているか。

5 病歴管理に関して

- ・病歴管理責任者の配置されているか。

6 救急部門に関して(救急部門の研修を行う病院のみ)

- ・救急部門があるか。
- ・救急告示病院の認定または地域医療計画における救急医療機関であるか。
- ・初期救急に対応できるか。
- ・救急取扱い件数が年間5,000件以上であるか。
- ・救急専用診療(処置)室があるか。
- ・救急指導者が配置されているか。

7 産婦人科に関して(産婦人科の研修を行う病院のみ)

- ・分娩件数が基準を満たしているか。
(350件以上又は 研修医1人当たり10件の症例)

8 精神科に関して(精神科の研修を行う病院のみ)

- ・精神保健福祉士等の診療要員が配置されているか。

2-1 協力型臨床研修病院の指定について（案）

1 医療機関名

香芝生喜病院

2 指定申請の内容

香芝生喜病院から、協力型臨床研修病院の指定申請が基幹型臨床研修病院である 奈良県立医科大学附属病院を経由してなされた。

3 指定の目的

奈良県立医科大学附属病院における救急科研修のさらなる充実を図るため。

4 協力型臨床研修病院として指定する期日

令和5年4月1日

5 審査状況

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令等に基づき、審査した結果、協力型臨床研修病院として指定することについて問題がなかったことから、12月の地域医療対策協議会において意見を聴取する。

○ 臨床研修病院新規指定申請審査点検表(参考資料2)・・・特に問題なし

院 長	奥地 一夫（奈良県立医科大学高度救命救急センター 元教授）	救急取扱い件数	年5,416件（14.8人/日）	外来患者数	239人/日
病床数	241床（内訳 一般病床191床・療養病床50床）	入院患者数	162人/日	・2017年4月 香芝市穴虫に開院 ・石切生喜病院、大東中央病院等が医療法人藤井会（東大阪市）の関連施設	
診療科目	内科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、小児科、婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、放射線科、リハビリテーション科、消化器内科、消化器外科、救急科、呼吸器内科、呼吸器外科、循環器内科、糖尿病内科、乳腺外科、神経内科、小児外科	その他			

1 医療機関名

生駒市立病院

2 指定申請の内容

生駒市立病院から、協力型臨床研修病院の指定申請が基幹型臨床研修病院である奈良県総合医療センターを経由してなされた。

3 指定の目的

奈良県総合医療センターにおける産科研修のさらなる充実を図るため。

4 協力型臨床研修病院として指定する期日

令和5年4月1日

5 審査状況

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令等に基づき、審査中である。審査に問題がなければ、3月の地域医療対策協議会において意見を聴取する。

○ 臨床研修病院新規指定申請審査点検表・審査中

院 長	遠藤 清	前年度分娩件数	正常分娩件数：132件異常 分娩件数：32件	外来患者数	175人/日
病 床 数	210床（内訳 一般病床210床）	入院患者数	107人/日		
診療科目	内科、循環器内科、消化器内科、外科、整形外科、脳神経外科、 形成外科、小児科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科、 救急科	そ の 他	・2015年6月に開院 ・医療法人徳洲会が指定管理者		

3 協力型臨床研修病院の指定に係る今後のスケジュール

地域医療対策協議会での意見を踏まえ、県が指定し、国へ通知することとしたい。

【今後のスケジュール】

	R4年度	R5年度	R6年度
香芝生喜病院	●12月19日:地域医療対策協議会で審議 ●12月下旬:協力型に指定(予定)	●4月:プログラム変更届提出(基幹型経由) ●6月:基幹型臨床研修病院と一体的に研修医の募集開始	●4月:研修開始
生駒市立病院 ※審査中	●3月6日:地域医療対策協議会で審議(予定) ●3月:協力型に指定(予定)	●4月:プログラム変更届提出(基幹型経由) ●6月:基幹型臨床研修病院と一体的に研修医の募集開始	●4月:研修開始